

緑政土木局における自動販売機設置に
係る名古屋市有地及び建物の一時貸付
一般競争入札(郵送方式)

(別冊) 物件説明書

開札日:令和 8 年 2 月 26 日

名　古　屋　市

この物件説明書と別冊で
入札案内書があります。

この物件説明書は、「緑政土木局における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付」の、仕様について記載するものです。入札の手続きについては、必ず「入札説明書」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件別特記仕様書」に分かれています。「共通仕様書」と、入札参加を希望する物件の「物件別特記仕様書」の両方を、必ず確認のうえ、入札参加いただけますようお願いいたします。

【目次】

○物件一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
○緑土－1～緑土－2の仕様書		
共通仕様書	・・・・・・・・・・・・	P 2～ 4
物件別特記仕様書 「緑土－1（瑞穂土木事務所）」	・・・・	P 5～ 7
物件別特記仕様書 「緑土－2（守山土木事務所）」	・・・・	P 8～10

物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	新規・切 替の種別
緑土ー1	清涼飲料水	瑞穂土木事務所	玄関前	1	400	切替
緑土ー2	清涼飲料水	守山土木事務所	玄関前階段横	1	400	切替

仕様書(共通・清涼飲料水自動販売機)

名古屋市を発注者とし、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)を受注者とする。なお、この仕様書(共通・清涼飲料水自動販売機)のほか、物件別特記仕様書に定める仕様にも従うものとする。

1. 自動販売機設置場所

物件別特記仕様書による。

2. 自動販売機設置台数

物件別特記仕様書による。

3. 自動販売機設置のための市有地又は建物貸付期間

契約書に定める通り。

4. 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、受注者の負担とする。なお、特に自動販売機を新規に設置する物件については、物件別特記仕様書に記載の工事仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、発注者または建物管理者の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り店舗の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、受注者の負担により設置すること。ただし、単独引込により給電を行うものについては、この限りではない。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の受注者の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 受注者は、自動販売機を撤去したときは、受注者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、発注者または建物管理者の確認を受けること。

5. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。(ただし、物件別特記仕様書に「紙カップ型」と指定があるものはそれにしたがうこと。)
なお、商品の具体的な構成については、発注者との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

6. 維持管理責任

- (1) 発注者または建物管理者は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、受注者の責任により維持管理するものとする。
- (2) 受注者は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 光熱水費については、公有財産一時使用契約書第6条に基づき、受注者の負担とし、発注者が指定する期限までに全額納入すること。なお電気料金については、受注者が設置した子メーターの指示値により計算した使用料に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とする。ただし、単独引込により給電を行うものについては、この限りではない。
- (4) 受注者は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。
販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、発注者または建物管理者の指示に従うこと。
- (5) 受注者は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 受注者は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、受注者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、発注者または建物管理者の責めに帰さない事由による場合は、受注者が補償すること。
- (9) 受注者は、機種の交換を行う場合は、予め発注者に申し出たうえで、発注者の承諾を受けなければならない。
- (10) 発注者または建物管理者は、発注者または建物管理者の責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないとすることとする。また、受注者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は受注者が負担すること。

7. その他

受注者は発注者に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員等からの妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）または不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合には、受注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が前項に規定する妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告または被害届の提出を行わなかった場合は、発注者は競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講ずることができる。

物件別特記仕様書（物件番号 緑土-1）

施設名称：瑞穂土木事務所

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
緑土-1	瑞穂区田辺通 3丁目45番地の2	玄関前	2.25m ² (幅1.5m×奥行1.5m)	1台

※この物件については、貸付期間を最大5年間とする。

2. 担当課

契約・施設担当課 緑政土木局道路維持課 電話972-2855 (担当：岩崎)

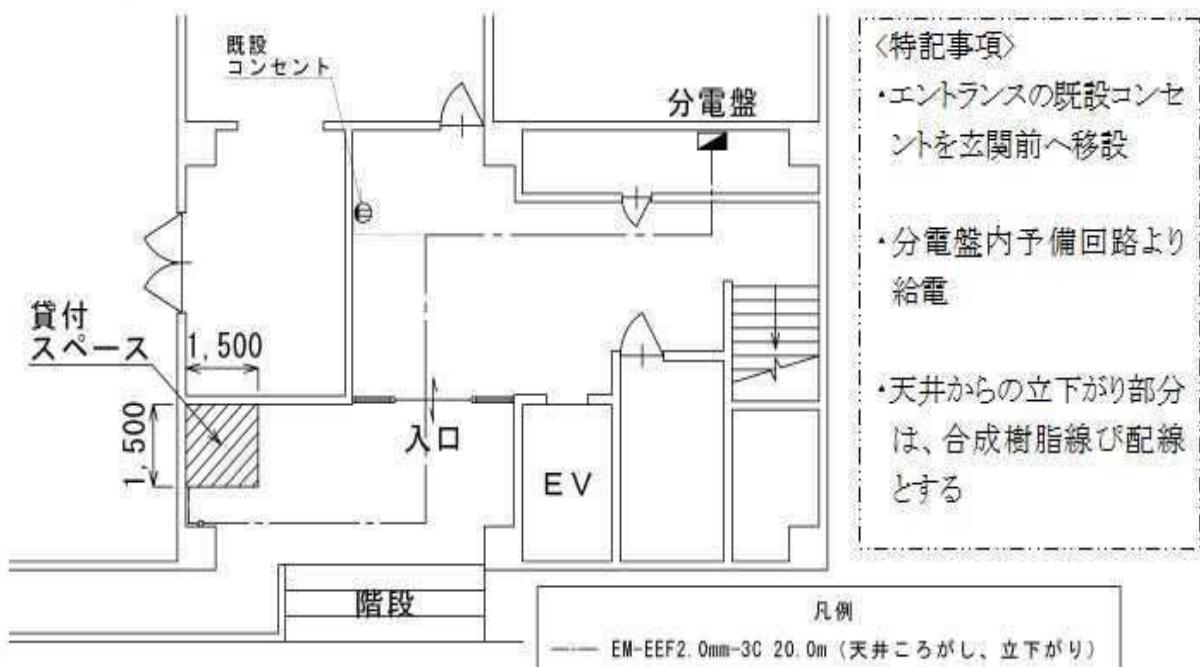
入札担当課 緑政土木局総務課 電話972-2809 (担当：本郷)

※ お問い合わせについては、上記担当課にそれぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



3. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

4. 特記仕様

(1) 設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、発注者が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、発注者に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既存の自動販売機の切替であり、従前の借受人が施工した電気設備があるため、これを利用することができるが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき受注者の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、発注者が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、発注者に対し有益費等の請求はできない。また、従前の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を発注者に求めるることはできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。
 - イ 既設電灯分電盤より電源を取り、自動販売機の直近に漏電遮断機、一口コンセント（単相100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。
 - ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
 - エ 配線経路等は、別図に示すとおりに設置すること。
 - オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被覆すること。
 - カ 屋外配線は、金属製の電線管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で壁ろうに支持すること。
 - キ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。
 - ク 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
 - ケ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
 - コ 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。
 - サ 廃材等は、全て受注者の責任において処分するものとする。
 - シ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
 - ス その他工事の詳細については、発注者の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は発注者の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。
- (2) 設置は発注者と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令8年4月1日より以降の日となった場合においても、受注者は貸付料の減免又は返還を求めることがない。

(3) 災害発生時の応援について

受注者は、災害発生時の応援として発注者が飲料の供給を必要と判断したときは、発注者が設置する災害対策本部の指示に基づき、500ml 入りペットボトル 120 本相当以上で、契約書に記載した数量の清涼飲料水を無料提供すること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、事務所の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

当該施設の職員数 33 名(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時

(ただし、現場職員は対応できません。電気工事内容等の問い合わせは「2. 担当課」の「契約・施設担当課」担当までお問い合わせください。)

物件別特記仕様書（物件番号 緑土-2） 施設名称：守山土木事務所

1. 自動販賣機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
緑土-2	守山区緑ヶ丘 828番地	玄関前階段横	2.25m ² (幅1.5m×奥行1.5m)	1台

※この物件については、貸付期間を最大5年間とする。

2. 担当課

契約・施設担当課 緑政土木局道路維持課 電話972-2855 (担当:岩崎)

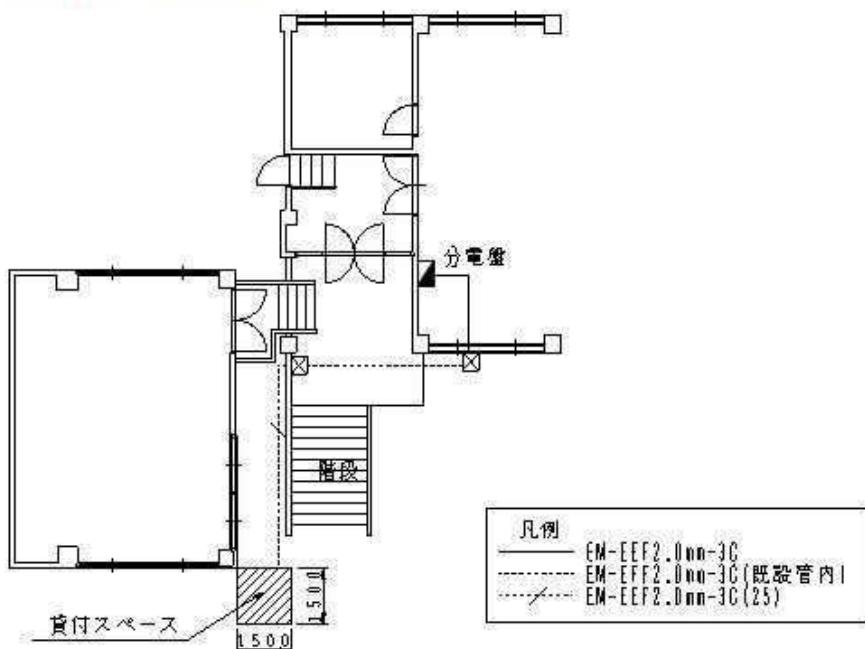
入札担当課 緑政土木局総務課 電話972-2809 (担当:本郷)

※お問い合わせについては、上記担当課にそれぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



3. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

4. 特記仕様

- (1) 設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお貸付期間満了後は、発注者が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、発注者に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既存の自動販売機の切替であり、従前の借受人が施工した電気設備があるため、これを利用することができるが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき受注者の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、発注者が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、発注者に対し有益費等の請求はできない。また、従前の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を発注者に求めることはできない。

施工内容

- ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。
イ 既設電灯分電盤より電源を取り、自動販売機の直近に漏電遮断機、一口コンセント（単相100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。
ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
エ 配線経路等は、別図に示すとおりに設置すること。
オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被覆すること。
カ 屋外配線は、金属製の電線管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
キ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。
ク 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
ケ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
コ 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。
サ 廃材等は、全て受注者の責任において処分するものとする。
シ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
ス その他工事の詳細については、発注者の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は発注者の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。

- (2) 設置は発注者と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、受注者は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 災害発生時の応援について

受注者は、災害発生時の応援として発注者が飲料の供給を必要と判断したときは、発

注者が設置する災害対策本部の指示に基づき、500ml入りペットボトル120本相当以上で、契約書に記載した数量の清涼飲料水を無料提供すること。

- (4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、事務所の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

当該施設の職員数 39名(令和7年4月1日現在)

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

平日 9時～16時

(ただし、現場職員は対応できません。電気工事内容等の問い合わせは「2. 担当課」の「契約・施設担当課」担当までお問い合わせください。)